

半田市放課後児童健全育成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の仕事と子育ての両立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、半田市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長がこの事業を行うに相当と認められた団体（以下「実施団体」という。）に委託することができる。

2 実施団体は、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体で、安定した基盤を有し、児童の福祉及び地域の実情についての理解を十分に有すると認められる団体とする。

3 市長は、第1項の規定により委託したときは、委託契約を締結するものとする。

(設備及び運営)

第3条 実施団体は、半田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第33号）に基づき事業を実施する。

(事業の活動内容)

第4条 半田市及び実施団体（以下「実施主体等」という。）は、次に掲げる活動を行う。

(1) 児童の出席確認を行い、安全確保及び健康管理に努めるとともに情緒の安定を図る。

(2) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性を培う。

(3) 児童が宿題、自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

(4) 基本的な生活習慣を身につけ、自立することができるよう手助けを行う。

(5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。

(6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等による福祉的介入が必要とされるケースについては、半田市要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所、保健所等の関係機関と連携して対応する。

(7) 保護者間の相互交流を促進する。

(8) その他放課後における児童の健全育成上必要な活動を行う。

(事業所の設置・場所)

第5条 半田市は、放課後児童健全育成事業所（以下「事業所」という。）の設置について、地域の実情、今後の利用見込み等を考慮したうえで、各小学校区に1か所以上設置するよう努めるものとする。

2 事業所については、小学校の余裕教室及び小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所又は民間施設（借家、集会場等）などの社会資源を活用するものとし、場所の選定にあたっては、児童の安全・安心を考慮するものとする。

(定員)

第6条 事業所の定員は、原則、20人以上とする。

2 定員は、事業所の面積、職員数、設備の状況等をふまえて、適正に設定するものとする。

(標準的な設備及び備品)

第7条 標準的な設備及び備品は、次に掲げるとおりとする。

(1) 設備

防犯ブザー等の防犯設備、AED（自動体外式除細動器）等の救命設備、手洗い場、台所、トイレ等

(2) 備品

活動に要する遊具、図書、児童用ロッカー、座卓、本棚、事務机、椅子、冷蔵庫、物置、コピー機、寝具、時計、黒板、電話、FAX、パソコン、生活の場として必要なカーペット・畳、下駄箱、傘立、冷暖房器具、カーテン、ブラインド、掃除機等

(開所期間等)

第8条 開所期間については、日曜、祝日及び年末年始を除く毎日を基本とし、必要に応じて変更することができる。

2 新1年生については、保育所との連携を考慮し、4月1日より受け入れる。

(入所募集の周知・申込・要件)

第9条 実施主体等は、入所募集にあたっては、はんだ市報、半田市ホームページその他の方法により、広く周知を図るものとする。

2 実施団体は、入所を必要とする保護者から申込みがあったときは、入所要件等を審査のうえ、入所の可否を決定し、通知するものとする。

3 実施団体は、入所の選考にあたっては、障がいのある児童、虐待への対応等特に配慮を要する児童及びひとり親世帯の児童について優先的に取り扱うよう努めな

ければならない。

- 4 入所要件には、労働のほか、疾病、療養、職業訓練、家族の介護等、社会通念上必要と認められる事由を含むものとする。

(保育料の徴収等)

第10条 実施団体は、この事業を実施するために必要な経費の一部を、保育料として保護者から徴収することができるものとする。

- 2 実施団体は、おやつ代、昼食代等直接消費する費用について、保育料とは別に保護者から徴収することができるものとする。
- 3 保育料等は、適正に徴収及び管理し、適切に経理しなければならない。

(安全対策)

第11条 実施団体は、あらかじめ事故、ケガ等の防止に向けた対策及び発生時の対応に関するマニュアルを作成するよう努めるものとする。

- 2 実施団体の職員は、救命講習を受講する等し、事故等発生時に適切に対応できるよう努めるものとする。
- 3 実施団体は、あらかじめ、来所・帰宅時の安全確保のためチェックリスト等を作成し、地域の関係機関・団体と連携した見守り活動の実施等に努めなければならない。

(事業所外施設の有効活用及びボランティア活用)

第12条 半田市は、児童の生活と遊びの場を広げるために学校の校庭、体育館、余裕教室等の有効活用を図ることができるように関係機関との調整に努めるものとする。

- 2 実施団体は、保育等のボランティアの募集及び受入れを積極的に行うものとする。

(委託費)

第13条 市長は、第2条第1項の規定により事業を委託したときは、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業費補助金その他の基準に基づき事業費を算定し、委託費として予算の範囲内において実施団体に支払うものとする。

(提出書類)

第14条 前条の委託費の交付を希望する実施団体は、次に掲げる書類を毎年度3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況
- (2) 登録児童等の名簿
- (3) 事業計画書

- (4) 歳入歳出予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 委託費の交付を受けた実施団体は、次に掲げる書類を翌年度4月10日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月18日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。